

防衛省 提出資料

行政不服審査制度検討会中間取りまとめに対する意見等

「第3 審理の迅速化のための措置」～標準審理期間の設定～ 関係

- 1 自衛隊員に対する懲戒処分等の不服申立手続は、行政不服審査法の手続規定の適用を除外した上、自衛隊法で規定しており、また、自衛隊法では、当該不服申立ては、防衛大臣が、すべての事案を防衛人事審議会（部外有識者で構成）に諮問した上、同会の議決に基づき裁決する仕組みとなっている。
- 2 防衛人事審議会では、防衛大臣からの諮問を受けた後、処分者からの弁明書及び懲戒処分等の実施に係る一件書類の提出を受け、不服申立人からの反論書の提出を受けた後、実質的な審理が開始されるが、この後の審理の過程においても新たな証拠が提出されること等もあり、同会において審理に要する期間を、あらかじめ標準審理期間として設定するのには困難な面がある。また、あらかじめ標準審理期間を設定することによって、期間を優先するあまり、十分な審理を行っていないのではとの誤解を招く恐れも払拭できない。
- 3 今般の中間取りまとめでは、「個別法で認めている特例の取扱いについては、一般法で定める手続の水準が上がることにより、その見直しの趣旨を踏まえ、個別法においてそれぞれ見直しを検討することとする。」とされ、今後、個別法たる自衛隊法の見直しを検討する必要があると認識しているところ、第三者機関を設置している場合の「標準審理期間の設定」については、上記2を踏まえた場合、「(第三者機関への) 諮問までの期間」とすることが適切であると考えている。